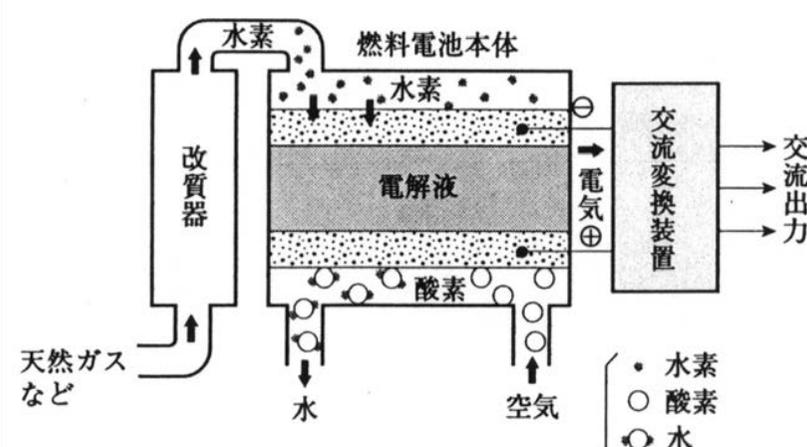


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	(削除)	改正前
		<p>85.06 項</p> <p>1. 燃料電池の分類について</p> <p>(1) 商品説明</p> <p>水素及び酸素を供給することにより、水の電気分解を逆に行い、化学反応から電気エネルギーを恒久的に発生させる装置である。機械エネルギーを電気エネルギーに変換する通常の発電機に比べ、高効率、低公害、低騒音等の特徴を有する。</p> <p>(具体例)</p> <p>イ 構造：改質モジュール、セルスタックモジュール、直交交換モジュールの3モジュール等から成るパッケージ型発電装置</p> <p>ロ 発電原理：改質モジュールにおいて天然ガス等から水素ガスを得、当該水素と空中から採取した酸素ガスからセルスタックモジュールにおいて、直流電力を発生させる。更に、直交交換モジュールにおいて、直流→交流変換を行い、商業電力を得る。</p> <p>ハ 出力：200KW</p> 

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
		<p><u>（2）分類理由</u></p> <p><u>イ 第 85.01 項の発電機の関税分類上の定義として、解説に「種々のエネルギー源（機械動力、太陽エネルギー等）から電気エネルギーを発生させる機械」とある。したがって、この定義のみでは燃料電池も第 85.01 項の発電機に該当する。しかしながら上記定義の後に「この表の他の項においてより特殊な限定をして記載している場合を除く。」旨の限定があり、かつ、別途、化学反応から電気エネルギーを発生させるものとして、一次電池を記載している第 85.06 項がある。</u></p> <p><u>ロ したがって、燃料電池は第 85.06 項の解説上の一次電池に該当するのならば、第 85.01 項でなく、第 85.06 項に分類されることとなる。</u></p> <p><u>ハ 第 85.06 項の解説は一次電池として</u> <u>（イ）化学反応により電気エネルギーを発生させるものであり、かつ、</u> <u>（ロ）容易に又は効果的に充電が出来ないものであることと明記している。</u></p> <p><u>ニ したがって、燃料電池は関税分類上の一次電池に該当することとなる。</u></p> <p><u>ホ 本品の分類にあたり、第 16 部注 3（複合機械）及び注 4（機能ユニット）の規定を考慮し、上記 1. 具体例のように別々のモジュールを結合したものであっても、一次電池として第 85.06 項に分類する。</u></p>